

経 過 一 覧 表

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.20 午後0:03頃	原告を含むA6号室に収容されていた被収容者が、大阪入管入国警備官に対し、官給食として支給された昼食への不満を述べ、原告は、支給された食パンを机にたたきつけた。	Z4(p3~4)	「述べ」までは認め、その余は、否認する。	以前から食事の改善を要求していたが、一向に改善されなかったため改善を要求し、機入口においてあった弁当を食べることを拒否した。	Z63の1 [761の①]
H29.12.20 午後0:08頃	大阪入管入国警備官が、事情聴取のためA6号室の扉を開けた。 原告は、同室者と共に椅子を肩の高さくらいまで持ち上げ(777/01:24)、「入るな入るな、なんで入る。」など叫んで威嚇し、食パンを大阪入管入国警備官に投げつけ(777/01:25)。さらに、椅子を原告などによつて(777/01:33, 01:35, 01:44など)、大声で叫びながら官給食を廊下に投げ捨てる(777/01:24)などとして騒ぎ立てた。 そのため、大阪入管入国警備官は非常ベルを発報した(761①/12:08:37)。	Z4(p4) Z5(p3~4) Z63の1(761①) Z63の16(777)	第一文及び第二文の「叫んで」までは認め、その余は、否認する。	原告は、椅子を原告などによつてきたこと、官給食を投げ捨てたことは覚えていない。 原告とその同室者らは、入居してきた入国警備官らに官給食の配給を拒否したところ、さらに入国警備官らが多数集まってきた。 761①は音声がいないため非常ベルの発報を確証できない。	Z63の1 [761の①] Z63の16 [777]
H29.12.20 午後0:11頃	大阪入管入国警備官がA6号室に入室の上、原告を含む被収容者に対し、話をするために別室へ移動するよう促した。 原告は同室に応じていることを拒んだ。 C 統括入国警備官が、原告に対し、「話をしたいいいじゃないか。」と右手で手招きして、別室への移動を申し向けた。 原告は、「関係ないよ、何を話す。」などと叫びながらC 統括入国警備官に詰め寄った(777/07:09)。 大阪入管入国警備官が原告をC 統括入国警備官から引き離そうとした。 原告は、C 統括入国警備官の胸ぐらにつかみかかろうとした(777/07:13)。 さらに、原告は、原告を引を離した大阪入管入国警備官の手を振りほどこうとするなど激しく抵抗した。	Z4(p4~5) Z5(p2) Z63の16(777)	第二文は認め、その余は、否認する。	大阪入管入国警備官が引き離そうとしたとき、原告はC 統括入国警備官の胸ぐらにつかみかかろうとはしていない。 原告は、入国警備官に近づいて抗議した。そうしたところ、多数の入国警備官が原告を捕まえた。原告は、逃れようとしたが、入国警備官らは原告が抵抗する間もなく押さえつけ、そのまま原告の身体と足を持ち上げて室外へ連れ出した。	Z63の1 [761の①] Z63の16 [777]
H29.12.20 午後0:14頃	C 統括入国警備官は、原告に緊急事態を告知した。 大阪入管入国警備官は、抵抗する原告を抱え上げる状態でA6号室を出て入所手続室への連行を開始した(761①/12:14:50)(777/07:32)。 その連行中、原告は、大阪入管入国警備官の顔面に唾を吐きつけるなどして抵抗していた。	Z4(p5) Z5(p4) Z6(p2~3) Z7 Z8(p3~4(写真1)) Z8(p2) Z10(p2) Z11,12(各p2) Z13(p2) Z14(p2) Z15(p2~3) Z16(p2) Z63の1(761①) Z63の17(777)	第二文は認め、唾を吐きかけたことは否認し、その余は、否認する。	入国警備官は、原告に緊急事態を告知していない。 号令のような掛け声で多数の入国警備官が原告を一気に拘束込み室外に連れ出した。このとき原告の顔を持っていた入国警備官が、原告の首を絞める暴行をふるった。	Z63の1 [761の①] Z63の16 [777]
H29.12.20 午後0:15頃	大阪入管入国警備官は、原告を入所手続室まで連行し、同室内の長椅子に座らせた。 原告が長椅子に座った後も抵抗した(777/08:45, 09:27)(761⑤/12:16:24)。 そのため、大阪入管入国警備官は、原告の体の各個部位を保持した。	Z6(p3) Z8(p4(写真2)) Z9(p2~3) Z10(p2) Z11~12(各p2) Z13(p2~3) Z14(p2) Z15(p2) Z16(p2) Z63の1(761②~⑤) Z63の16(777)	第一文及び第二文は、認め、第二文は否認する。	多数の入国警備官が、長椅子に座った原告を動かさずの姿勢になる程の力で押さえつけ続けた。これに対して原告は、不自然な姿勢を正そうと起き上がろうとしたが、入国警備官が抑え続けるためできなかった。	Z63の1 [761の②⑤] Z63の16 [777]
H29.12.20 午後0:19頃	大阪入管入国警備官は、原告が落ち着いたことから、体の保持を解除した(761⑤/12:19:50)(778/00:12)。	Z8(p4(写真3)) Z9(p3) Z10(p2) Z12(p2) Z13(p3) Z14(p2) Z15(p3) Z16(p2) Z63の1(761⑤) Z63の17(778)	入国警備官らの制圧が解除されたことは認める。	約10名の入国警備官による制圧が解除されたことはあるが、その時刻は不明である。 解除されたとはいえ、入国警備官は、多数で原告を取り囲む状態を続け、いっつも原告の行動を制圧できる状態であった。	Z63の1 [761の⑤] Z63の16 [777] Z8写真2ないし8
H29.12.20 午後0:20頃	入所手続室に設置された長椅子に座らされていた原告が、突然、背後にいたC 統括入国警備官に飛びかかろうとした(761⑤/12:20:45)(778/00:22)。	Z6(p3) Z8(p4(写真4)) Z10(p3) Z11~12(各p2) Z13(p3) Z14(p2) Z15(p3) Z16(p2) Z63の1(761⑤) Z63の17(778)	長椅子に座らされたことは認め、その余は、否認する。	そもそも、原告は、約10名の入国警備官らに取り囲まれていたものであり、飛びかかる状況ではなかった。原告は、後方入国警備官に話しかけようと体の向きを後方にむけただけで飛びかかろうとしたのではない。	Z63の1 [761の⑤] Z63の17 [778]

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.20 午後0:21頃	そのため、大阪入管入国警備官は、原告を長椅子の上でうつ伏せにし、体の各部位を保持するとともに、両手後第一種手錠を施した(761⑤/12:20:10)(778/00:50)。原告が抵抗しなくなったことから、大阪入管入国警備官は、原告の体の各部位の保持を解除した(761⑤/12:22:35)(778/01:50)。 【追加の記載】 最終行の後に「床に寝そべったままの原告に対し、大阪入管入国警備官は「自分の都合が悪くなったから、人に唾吐いたりとか、そういうことするんですか、あなたは。」と話しかけた(778/05:34)。」を追加する。	Z63の1(761⑤) Z63の17(778)	第一文について、入国警備官が、原告を長椅子の上でうつ伏せにし、体の各部位を保持するとともに、両手後第一種手錠を施したことは認めるが、その余は否認する。 第二文について、入国警備官が原告への制圧を解除したことは認めるが、その余は否認する。	入国警備官が原告に手錠を施した時刻は、午後0時20分である。 原告は、約10名の男性入国警備官に取り囲まれていた。原告には逃走・自傷他害・器物損壊をしようとする意思も挙動もなかった。そのうえ、入国警備官らがいつでもまただに原告を制止することができる状態にあった。 原告は、「手足、わかる」「その担当悪いよ」「首しめる」「きたないよ」と述べるなど入国警備官から首を絞められたことに抗議していた。 (778/08:00)。	Z63の1 【761の⑤】 Z63の17 【778】
H29.12.20 午後0:26頃	大阪入管入国警備官は、原告を長椅子に座らせた。 再び、原告がC、係入国警備官に並びかろうとしたため、大阪入管入国警備官は、原告を長椅子の上でうつ伏せにし、体の各部位を保持した(761⑤/12:26:05)(778/06:20)。 【追加の記載】 3行目の「C(係入国警備官)」の後に「詰め寄り。」を追加する。	Z8(p5・写真6~7) Z11~14(各p3) Z15(p3~4) Z16(p3) Z17(p2) Z63の1(761⑤) Z63の17(778)	第一文は認める。 第二文は、入国警備官が原告を長椅子の上でうつ伏せにしたことは認め、その余は、否認する。 追加記載について、争う。	原告は、「並びかろうとした」のではなく、話そうとしただけである。 入国警備官らは、多数で原告をうつ伏せにして押さえつけた。その反動で原告が足をばたつかせたことで「暴れるな!」と言われ、さらに強く抑えられた。	Z63の1 【761の⑤】 Z63の17 【778】
H29.12.20 午後0:28頃	大阪入管入国警備官は、原告を保護室へ連行するため、両腕を除く体の保持を解除して原告を立てさせた(761⑤/12:28:18)(778/08:32)。	Z8(p5・写真8) Z12~14(各p3) Z17(p2) Z63の1(761⑤) Z63の17(778)	認める。	原告は、連行される途中で入国警備官に首を絞められる等の暴行をされたことについて、入国警備官らに対し、「きたないよ、後ろから首しめた。」「首絞める。その担当悪いよ。その担当わかる。」と訴えた。	Z63の1 【761の⑤】 Z63の17 【778】
H29.12.20 午後0:28頃	原告は、大声で暴言等を述べるも、大阪入管入国警備官に両腕を保持された状態で自力歩行し、保護室への連行に応じた(778/08:33)。	Z5(p4) Z7 Z8(p5・写真9) Z11~13(各p3) Z15(p4) Z63の1(761⑤~⑥) Z63の17(778)	原告は大阪入管入国警備官に両腕を保持された状態で保護室へ連行されたことは認め、その余は否認。	原告は、両腕を保持され歩かされており、自立歩行といっても数人に囲まれ抱えられるようにされ、身体の自由は完全に奪われた状態であった。	Z63の1 【761の⑤⑥】 Z8写真9
H29.12.20 午後0:29頃	大阪入管入国警備官は、原告を保護室に入室させ、身体検査を実施した(761④/12:29:25)(778/09:45)。大阪入管入国警備官は、座るよう指示した。 原告がこれに抵抗した(761④/12:30:00)(778/10:16)。	Z5(p4) Z8(p6) Z11~12(各p3) Z13(p4) Z14(p3) Z63の1(761④) Z63の2(762) Z63の17(778)	保護室に入室させたことは認め、その余は否認ないし不知	原告は、言葉で抗議していただけで抵抗していない。 後ろ手錠をされたままだから、物理的に「抵抗」することができない。	Z62の2 【762】 Z63の17 【778】
H29.12.20 午後0:31頃	大阪入管入国警備官は、原告の体の各部位を保持し、原告を座らせた(761④/762/12:30:40)(778/10:50)。原告は、その後も第一種手錠が施された状態で抵抗を続けた。 そのため、大阪入管入国警備官は、原告の体の保持を継続した。 原告が落ち着いたことから、大阪入管入国警備官は、体の保持を解除し、保護室から退室した(761④/762/12:31:25)(778/11:40)。	Z8(p6・写真10~11) Z11~12(各p3) Z13(p4) Z14(p3) Z15(p3) Z63の1(761④) Z63の2(762) Z63の17(778)	抵抗したことは否認する。	原告は話しているだけなのに、力を抜かないことが抵抗だとされた。	同上
H29.12.20 午後0:33頃	原告は、両手後第一種手錠を施された状態で立ち上がり、保護室の扉を蹴り始め、保護室内を走り回り、壁に向かって左腕から2回体当たりし、さらに、扉に左腕を1回ぶつけた(762/12:33:16~12:34:00)。大阪入管入国警備官は、原告が制止の指示に従わないことから、保護室に入室し(762/12:34:16)(778/14:08)、原告の体の各部位を保持した上で原告を座らせた(762/12:34:26)(778/14:18)。 【追加の記載】 7行目の「保護室に入室し」の後に「(入室までの間、原告の怒声及び扉に物がぶつかる音が聞える)」を追加する。	Z8(p6・写真12~15) Z13(p4) Z14(p3) Z15(p4) Z16(p3) Z17(p2) Z63の1(761④) Z63の2(762) Z63の17(778)	第一文について、保護室の扉を蹴ったことは認めるが、走り回ったり、壁に向かって左腕から2回体当たりしたこと、扉に左腕を1回ぶつけたことは否認する。 第二文について、入国警備官が保護室に入室し、原告の体の各部位を保持した上で原告を座らせたことは認める。 追加記載について、否認する。	原告が走り回り、壁に体当たりしていることは、映像から確認できない。	同上
H29.12.20 午後0:35頃	原告の抵抗が弱まったことから、大阪入管入国警備官は、原告の体の各部位の保持を解除した(762/12:35:40)(778/15:35)。原告が再び抵抗したため、大阪入管入国警備官は、再度、原告の体を保持した(762/12:35:52)(778/16:00)。	Z8(p6~7・写真16~17) Z13(p4) Z14(p3) Z15(p4) Z16(p3) Z17(p2) Z63の1(761④) Z63の2(762) Z63の17(778)	原告が抵抗したことは否認する。原告は、話しているだけである。	ここでも、大声を出したことが「抵抗」とされている。「首、絞めた。空気がいらぬ。」ことを訴え、そのことが全く聞き入れてもらえないので、声が大きくなったのである。	同上

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.20 午後0:40頃	原告が落ち着いたことから、大阪入管入国警備官は、原告の体の各部位の保持を解除し(762/12:41:18)(778/21:14)、保護室から退室した(762/12:42:05)(778/22:00)。	Z8(p7-写真18) Z13(p4) Z14(p3) Z16(p4) Z16(p8) Z17(p2) Z63の1(761④) Z63の2(762) Z63の17(778)	認める。原告が落ち着いても手錠を開錠しない。	入国警備官らは、原告が落ち着いているにもかかわらず、手錠をしたままにしている。 手錠をされて間もなくして、原告は前手錠にしてほしいと訴えたが、聞き入れられなかった。入国警備官らは前手錠にしない説明もしていない。	同上
H29.12.20 午後0:57頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を記録した(762/12:57:43)(779/〜02:00)。	Z5(p5) Z18(p3) Z63の2(762) Z63の18(779)	認める。	原告は、「後ろ、痛いよ」「おしっこできないよ」「前」「静かにしてる」と何度も繰り返して述べ、後ろ手錠を止めるよう入国警備官に訴えた。入国警備官はこれに関心せず原告に後ろ手錠をしたまま退出した。	779終了
H29.12.20 午後1:48頃	大阪入管入国警備官は、原告が落ち着いたため、原告の両手錠に施した第一種手錠を解除した(762/13:49:27)(780/00:40)。 【追加の記載】 最終行の後に「原告は、「首痛いね。病院行きます。担当の名前教えてください。」などと言った。大阪入管入国警備官が、原告の後頭部の状態を確認しながら、「頭道いところはないの」と聞いたところ、原告は「首、首。」と言いい、大阪入管入国警備官が「首だけか。」「頭はないのね。」と繰り返し聞くのに対し、原告は、「首。」と繰り返した。」を追加する。	Z5(p5) Z8(p7) Z18(p3) Z63の2(762) Z63の19(780)	入国警備官が、原告の手錠を解除したことは認め、その余は否認する。	入国警備官は、原告に落ち着いたか聞いて原告の手錠を解除した。解除後、原告は、前同と同じく「首、痛いよ」、「病院に行くよ」と入国警備官に訴えた。 入国警備官は、原告の頭部に傷があるかどうか確認したが、原告の言い分は無視した。	Z63の19 [780]
H29.12.20 午後5:09頃	原告は、横になったまま大阪入管入国警備官による点呼を受けた(764/17:09:26)。	Z8(p7) Z18(p3) Z63の4(764)	認める。	原告は、「けっか」と発言し、保護室に隔離されるかどうか入国警備官に判断の結果を尋ねた。入国警備官は、「あなたがここにいる理由をもうすぐ言いに来るから」と説明した。	Z63の4 [764]
H29.12.20 午後5:16頃	日 統括入国警備官は、原告に隔離官渡書を読み聞かせた(764/17:16:05)。	Z18(p3) Z19 Z63の4(764)	認める。	原告は、「ええ食べない」と弁当に関する問題があることを職員に訴えた。	同上
H29.12.20 午後5:33頃 ～午後8:51頃	原告は、 保護室の扉前で排尿する (764/17:33:05)(765/18:17:33)、 夕食として搬入された弁当の中身を保護室内にまき散らす(765/18:34:07)、 扉の窓にまきちらした米飯を塗りつける (765/18:58:21)、 壁をたたく(765/19:23:56)、 水飲み場を蹴る(765/19:27:02)、 扉をたたく、蹴るなど (765/19:49:23, 19:54:20)(766/19:56:53, 19:59:00, 20:02:36, 20:06:54, 20:10:25, 20:12:45, 20:18:17, 20:21:27, 20:23:12, 20:37:45, 20:51:00) していた。 【追加の記載】 「食器搬入口付近で排尿する(765/18:53:05)」を追加する。	Z8(p7- A の緊急隔離における時系列) p2) Z18(p3) Z63の4～6(764～766)	原告が、夕食の弁当を保護室内にまき散らしたこと、扉の窓にまき散らした米飯を塗り付けたこと、壁を叩いたこと、水飲み場を蹴ったこと、扉をたたいたこと、扉を蹴ったこととは認める。 保護室の扉前及び食器搬入口付近で排尿したことについては、映像から判断しないため、不知。もっとも、上記事実について、積極的に争うものではない。	原告は、上記訴えにもかかわらず、食事に改善が見られないことから抗議の意思を示すため弁当を部屋にまき散らし「私、動物、動物」と動物のように扱われていることを繰り返して訴えた。19時43分頃、原告は、職員にお湯を求め、職員からお湯の差し入れを受けた。しかし、お湯の中にゴミが入っていたため、これを捨てた。 同44分頃、再度お湯を求めて職員を呼ぶための呼び鈴を押した。そうしたところ、職員が「お湯捨てたでしよあなた!」と原告がお湯を捨てた理由を聞くこともなく原告に注意した。原告は、新たなお湯を求めて呼び鈴を何度も押すが、職員からの応答はなかった。職員の応答がないため原告は扉をたたいたり、蹴ったりして職員の応答を求めた。しかし、30分以上原告が繰り返し呼び鈴を押しても職員は何ら応答しなかった。	Z63の4 [764]、 Z63の5 [765]、 Z63の6 [766]
H29.12.20 午後9:01頃	原告が保護室の搬入口を手やコップでたたいて大声で叫び、トイレトペーパーを要求した(766/21:01:00)。 そのため、大阪入管入国警備官が搬入口からトイレトペーパーを原告に手交した。 原告は、大声で叫びながら、手交されたトイレトペーパーをすぐに大阪入管入国警備官に投げつけた(781-1/01:50～2:00)。	Z8(p7) Z18(p3) Z20(p2) Z21(p2) Z22(p2) Z63の6(766) Z63の20(781-1)	第1文は認める。 第2文及び第3文は、映像からは確認できないため不知。	原告が、大声で叫んだのは、入国警備官を呼んでも応答がないのが続いたからである。	Z63の6 [766]

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.20 午後9:09頃	大阪入管入国警備官は、原告に社章をするため保護室の扉を開け、入室しようとした。 突然、原告が何かを叫びながら保護室外に出ようとした(766/21:09:13)(781-1/03:40)。 そのため、大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、保護室内において、原告をうつ伏せにした上、原告の体の各部位を保持し、指示に従うよう説得した。 原告は、これに従わず、抵抗を続けた。	Z.8(p7~8・写真19~20) Z.16(p3~4) Z.18(p3) Z.20(p2) Z.21(p2) Z.22(p2) Z.63の6(766) Z.63の20(781-1)	第1文は、入国警備官が保護室の扉を開け、入室しようとしたことは認め、同行者が原告に注意するためのものかは不知。 第2文は否認する。 第3文は、「指示に従うよう説得した」「体の各部位を保持」は否認し、その余は認める。 第4文は否認する。	入国警備官がドアを開け、原告が入国警備官に抗議しようとした瞬間、入国警備官5名が室内になだれ込んできた。直ちに、入国警備官らは「落ち着け」と言いながら、5人で原告の体の各部位につかみかかり、壁に押しつけた。その間、原告は自身への暴行を抗議するために叫んでいる。入国警備官は、5人がかりで立っていた原告を強制的に床にうつ伏せにさせた。入国警備官らはうつ伏せになった原告に覆いかぶさって体の各部位を押さえつけながら、大声で「ゆうこときくのか、どっちや」「おとなしくするんか、どっちや」等の発言を繰り返した。このように入国警備官らの言動は、暴力・威圧を背景に原告を屈辱させようとするものであり、到底「保持」「説得」と評価されるものではない。また、原告は抵抗をしていないし、抵抗しようにもできる状態ではなかった。	同上
H29.12.20 午後9:11頃	大阪入管入国警備官は、原告をうつ伏せにしたまま、両手後第一種手錠を施した(766/21:11:35)(781-1/05:25)。	Z.5(p7) Z.8(p8・写真21) Z.16(p4) Z.18(p3) Z.20(p2) Z.21(p2) Z.22(p2) Z.63の6(766) Z.63の20(781-1)	認める。	入国警備官は、「いうこときくかきかへんのか」「いうこと聞くんだよ、指示に従え」などと原告に聞き、これに対し原告が「わかった」と従う意思を示したにもかかわらず、原告が力を抜かなかった等を理由に痛がる原告に手錠をはめた。 入国警備官は、原告に手錠をした後も指示に従うか、いうことを聞くかどうかを繰り返し尋ねた。 午後9時22分頃に退出するまで入国警備官らは、原告の体を押さえつけた。	同上
H29.12.20 午後9:23頃	大阪入管入国警備官は、原告が落ち着いたと思われたことから、原告の体の保持を解除した(766/21:23:26)(781-1/17:55)。	Z.8(p8) Z.16(p4) Z.20(p2~3) Z.21(p2) Z.22(p3) Z.63の6(766) Z.63の20(781-1)	入国警備官が、原告の体を押さえつけるのをやめたことは認め、「落ち着いたと思われたこと」は否認。	原告は、この時点ですでに言葉が発することもなくうつぶせで後ろ手錠をされたまま床に横たわって落ち着いていたが、入国警備官らはしばらくの間原告の体を押さえつけることをやめなかった。 入国警備官らは、そのような原告をしばらく眺めた後退出した。	同上
H29.12.20 午後9:24頃	大阪入管入国警備官は、保護室から退室した(766/21:24:00)(781-1/18:20)。	Z.8(p8) Z.16(p4) Z.20(p3) Z.21(p2) Z.22(p3) Z.63の6(766) Z.63の20(781-1)	認める。	入国警備官らが退出後、原告は、上半身を起こし、座った状態で約18分間一言もしゃべらなかった。 その後一度は立ち上がって壁にもたれかかるもすぐに座り込み沈黙の状態が続いた。	同上
H29.12.20 午後9:58頃	大阪入管入国警備官は、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(767/21:58:15)(781-2/3)。 【追加の記載】 最終行の後に「大阪入管入国警備官らは、原告に対し、「静かにできるか。」などと質問したが、原告はこれに対して回答しなかった。」を追加する。	Z.5(p8) Z.18(p4) Z.63の7(767) Z.63の20(781-2/3)	認める。	原告が無言で座り込んでいるところに入国警備官ら4名が入室し、2名が後ろ手錠を確認した。入国警備官らは「落ち着いて座ってたんやね」「静かにできるか」「大きな声出したり、暴れたり、もうしないかい」と声をかけ、終始無言で座り込んでいる原告を確認するも後ろ手錠を外さず退出した。	Z.63の7 [767]
H29.12.20 午後10:53頃	大阪入管入国警備官が、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(767/22:53:27)。 原告は、「静かにすることはできない。体に触るな。」旨述べた。 【追加の記載】 第2文を削除し、「大阪入管入国警備官は、原告に対し、肩付近に触れながら、「おとなしくするか、おとなしくできるよなもう。」などと声をかけたが、原告は、「それはないよ。触らないよ。」などと言いながら体を左右に振るなどした。大阪入管入国警備官は、「無理やな。」「また来るわ。」などと言いながら退室した(767/22:54:30)。」を追加する。	Z.5(p8) Z.18(p4) Z.63の7(767) Z.63の20(781-4)	第1文は認める。 第2文は否認する。	原告は、後ろ手錠でうつぶせのまま横たわっていた。 入国警備官5名が入室し、2名が手錠を確認した際、原告が「痛いよ」と発言、入国警備官が「もういけるか、大丈夫か、寝れそうか、いけるな、大丈夫やな」と発言、原告がそれに対して抗議するような場面、入国警備官がそれに対して「おとなしくしなさい」と発言する場面はあった。しかし、被告が主張する発言はしていない。 後ろ手錠でうつぶせのまま床に横たわり暴れたり逃走しようとしていない原告を残したまま入国警備官らは退出した。	同上
H29.12.20 午後11:43頃	原告が保護室の扉を叩き始め(768/23:43:07)、他の被収容者からの苦情もあった。	Z.8(p8) Z.17(p3:「A...」の緊急隔離における時系列) Z.18(p4) Z.20(p3) Z.21(p2) Z.22(p3) Z.63の8(768)	原告が保護室の扉を叩いたことは認め、その余は不知。		Z.63の7 [767] Z.63の8 [768]

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.20 午後11:47頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し(768/23:47:00)、原告をうつ伏せにした上、体の各部位を保持した(768/23:47:25)。 【追加の記載】 1行目の前に「原告は、大阪入管入国警備官から口頭で注意された後も扉を叩いたり(768/23:44:54)、後ろ手に施された手錠で出入口付近をこすり(768/23:45:30)、再度扉を叩き(768/23:45:45)、扉に向かって叫んだり、体当たりするなどした(768/23:46:00)。」を追加する。	Z.8(p8-写真22~23) Z.17(p3-「A」の緊急隔離における時系列」p3) Z.18(p4) Z.20(p3) Z.21(p2~3) Z.22(p3) Z.63の8(768) Z.63の20(781-5)	入国警備官らが原告をうつ伏せにし、原告の体を押さえつけたことは認める。 追加記載について、体当たりについては否認する。	入国警備官4名が保護室に入室するやいなや、「何やってんや、お前」と述べ、立っていただけの原告を床に押しつけた。入国警備官らは「何回同じことをさせるんだ」「力を抜きなさい」「従うのか従わないのかどっちだ」と述べた。原告が何か訴えるも、入国警備官らは取り合わないばかりか、言葉荒げに「そんなことは聞いていない」「どっちや」とまくしたて、さらに原告を押さえつける入国警備官が増えて4名で原告の体の各部位を押さえつけた。原告は、「私、力ないよ」と訴えるも、入国警備官らは、これを無視し、「おとなしくするのか、しないのか」等とのべた。原告が「殺していいよ、なんで殺さないの」と話始めると、入国警備官らは「おとなしくしなさい」「静かにしなさい、質問だけに答えなさい」「従わないのね」と大声を発した。原告が「入管、警察と一緒に、マフィアと一緒に」「弁護士いない、もう何でもできるでしょう、いいよ、やっていいよ」と訴えた。	Z.63の8 [768]
H29.12.21 午前0:04頃	大阪入管入国警備官は、原告が抵抗をやめたことから、原告の体の保持を解除した(768/00:04:40)。	Z.8(p8) Z.17(p3-「A」の緊急隔離における時系列」p3) Z.20(p3) Z.21(p3) Z.22(p3) Z.63の8(768) Z.63の20(781-5)	否認する。入国警備官らが原告の体から手を離れたことは認める。	原告は床に横たわったまま「弁護士いない」などと述べていた。	同上
H29.12.21 午前0:05頃	大阪入管入国警備官は、保護室から退室した(768/00:05:44)。	Z.8(p8) Z.17(p3-「A」の緊急隔離における時系列」p3) Z.20(p3) Z.21(p3) Z.22(p3) Z.63の8(768) Z.63の20(781-5)	認める。	入国警備官らは、後ろ手錠をした静かにしている原告が床に横たわっているのを放置したまま退室した。	同上
H29.12.21 午前0:06頃	再び、原告が、保護室の扉を叩き始めた(768/00:06:42)。	Z.8(p8) Z.17(p3-「A」の緊急隔離における時系列」p3) Z.18(p4) Z.20~21(各p3) Z.22(p3) Z.63の8(768)	認める。	原告は、入国警備官らの原告に対する対応への不満を示すため後ろ手錠で床に寝転がったまま扉を叩いた。	同上
H29.12.21 午前0:11頃	大阪入管入国警備官が保護室に入室し(768/00:11:33)、原告をうつ伏せにし、体の各部位を保持した(768/00:11:44)。 原告は、大阪入管入国警備官の指示に従うことなく、「痛いよ、助けて。」などと叫び続けた。 別室に収容されている被収容者2名が、大声を上げて呼応し、壁や扉をたたき始めた。 その音に反応した原告が、更に大声で叫び続け、6階収容区域が騒然となった。 【追加の記載】 8行目の「たたき始めた」の後に「(室外からドンドンと物音が有り、大阪入管入国警備官が「眠っているな。」と発言。768/00:12:25)を追加し、最終行の「騒然となった」の後に「(原告が、大声で「助けてー。助けてー。」と叫び、別室からも大声が上がる。768/00:13:51)」を追加する。	Z.5(p8) Z.8(p8~9-写真24) Z.17(p3-「A」の緊急隔離における時系列」p3) Z.18(p4) Z.20~21(各p3) Z.22(p3~4) Z.63の8(768) Z.63の21(782)	第一文について、認める。第二文について、原告が「痛いよ、助けて。」などと叫んだことは認め、その余は否認する。第三文について、不知。第四文について、認める。	原告は、扉を叩くのをやめて横になっていた。そうしたところ、入国警備官6名は、入室するや否や原告を部屋の中央に引きずり寄せ、横たわっていた原告をうつ伏せにし、1名は原告の首辺りを、2名は原告の腕を、2名は足を押さえつけた。入国警備官は、原告に「いうことを聞かないのか聞かないのか」「指示に従うか従わないか」などと繰り返し尋ねた。原告は、「汚い」「やり方悪いな」と述べた。入国警備官らは後ろ手錠のまま抵抗していなかった原告をうつ伏せで押さえつけたまま離さなかった。	Z.63の8 [768] 63の21 [782]
H29.12.21 午前0:14頃	大阪入管入国警備官は、非常ベルを発報した。 【追加の記載】 1行目の前に「大阪入管入国警備官の1人が「発報」と発言し、別の1人が退室した(768/00:14:50)。」を追加し、最終行の後に「原告は、その後も大声で叫び続け、別室からも声が上がっていた(768/00:15:10)。」を追加する。	Z.5(p8) Z.8(p9) Z.17(「A」の緊急隔離における時系列」p3) Z.18(p4) Z.20~21(各p3) Z.22-p4 Z.63の8(768) Z.63の21(782)	不知	原告は、特段抵抗することなく原告を押さえ続ける入国警備官に「助けて」と叫び続けた。	同上

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.21 午前0:15頃	大阪入管入国警備官は、原告の両腕の保持を解除し、両足のみ保持を継続した(782/05:50)。原告は、その後も同様に叫び続けた。大阪入管入国警備官は、原告に対し、両腕を保持していないことを何度も説明し、落ち着くよう説得した。	Z8(p9-写真25) Z17(p3:「A」の緊急隔離における時系列) p3) Z18(p4) Z21(p3) Z22(p4) Z63の8(768) Z63の21(782)	第一文について、入国警備官らが原告の両腕を離したことで、両足を二人で押さえ続けたことは認める。第二文について、原告が「動け」とくり返したことは認める。第三文について、入国警備官が両腕を押さえつけていないことを説明したことは認め、その余は不知。	入国警備官らは後ろ手錠の原告の指先が上に向く形で手首を押さえ続けた。また、入国警備官らは、原告の足首を交叉させ、両足を押さえ続けた。原告は、「痛い、足痛い」と繰り返して助けを求めた。	同上
H29.12.21 午前0:55頃	大阪入管入国警備官は、原告の両足を保持していると原告がかえって激しく抵抗して受傷する可能性があったことから、原告の両足の保持を解除した(768/00:55:10)。	Z8(p9) Z17(p3:「A」の緊急隔離における時系列) p3) Z20(p3) Z63の8(768) Z63の21(782)	入国警備官が原告の両足から手を離したことは認めるが、その理由は不知。	入国警備官らは、入室から約44分間原告を押さえ続けた。原告は、入国警備官5名に囲まれ身体を押さえつけられていたので抵抗することはできなかったし、していなかった。	同上
H29.12.21 午前0:59頃	大阪入管入国警備官は、原告を落ち着くように説得の上、保護室から退室した(768/01:01:57)。	Z8(p9-写真26) Z17(p3:「A」の緊急隔離における時系列) p3) Z20~21(各p3) Z22(p4) Z63の8(768) Z63の21(782)	認める。	後ろ手錠で横たわったままの原告に、入国警備官が「A」のことを心配している」と述べた。原告は「私、分かる。」などと述べた。後ろ手錠のままうつ伏せで静かに横たわる原告を残して入国警備官らは、退室した。	同上
H29.12.21 午前1:55頃	大阪入管入国警備官が、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認し、原告に指示に従うよう説得した(770/01:54:30)。原告は何も答えなかった。 【追加の記載】最終行の「原告は」の後に「不満を述べたり、叫んだりしたが、大阪入管入国警備官の問いには」を追加する。	Z5(p8) Z18(p4) Z63の10(770) Z63の20(781-6,7)	第一文は認める。第二文は否認する。	午前1時54分頃、原告は、後ろ手錠のまま座ったり横になるなどしていたところ、入国警備官3名が入室した。入国警備官らは、後ろ手錠のまま横たわっている原告に「指示に従うか」と尋ね、静かに横たわる原告の手錠を解錠せずそのまま立ち去った。	Z63の7 [767] Z63の10 [770]
H29.12.21 午前2:48頃	大阪入管入国警備官が、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認するため保護室に入室した(770/02:48:10)。原告は、壁にもたれて座った状態から仰向けになって確認を拒んだ(770/02:48:30)。そのため、大阪入管入国警備官は、原告の両腕を保持して、原告を立てせ、両手首を確認した(770/02:49:43)。原告は抵抗し、両腕を保持されたまま保護室内を右往左往した。 【追加の記載】下から2行目の「保持されたまま」の後に「、大声を上げながら」を追加する。	Z8(p10-写真27~32) Z18(p4~5) Z20(p4~4) Z21(p3) Z63の10(770) Z63の20(781-8)	第一文について、入国警備官が保護室に入室したことは認め、その余は不知。第二文は否認する。第三文は、入国警備官が両腕から原告の両腕を掴み原告を立てさせたことは認め、その余は不知。第四文は否認する。	原告は壁にもたれて静かにしていたところ、入国警備官3名が入室した。原告が、「さわらないよ」などと述べて壁から離れないでいると、入国警備官らが原告の両腕を抱えて原告を立てさせた。入国警備官らが原告を押さえつけているため原告は「痛い、痛い」と室内を動き回った。	同上
H29.12.21 午前2:50頃	そのため、大阪入管入国警備官は、非常ベルを発報した。 【追加の記載】最終行の「発報した」の後に「(大阪入管入国警備官1名が退室)」を追加する。	Z5(p8) Z18(p5) Z63の10(770) Z63の20(781-8)	不知。	原告は入国警備官らに押さえつけられていたので、「痛い、痛い」と述べていただけである。	同上
H29.12.21 午前2:52頃	大阪入管入国警備官は、原告の両腕の保持を解除したところ、原告が座ったことから、保護室から退出した(770/02:52:05)。	Z8(p10-写真33) Z20(p4) Z21(p3~4) Z63の10(770) Z63の20(781-8)	入国警備官らが原告の両腕を離したことで、原告が座ったこと、入国警備官らが保護室から退室したことは認める。	入国警備官らが原告から両腕を離すと、原告は静かに床に座り込んだ。後ろ手錠のまま動かない原告を残して、入国警備官らは手錠を外さずに退室した。	同上
H29.12.21 午前3:43頃	大阪入管入国警備官が保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(771/03:43:50)。原告は叫んで立ち上がり、保護室から出ようとして、左腕から扉に激突した(771/03:43:55)。そのため、大阪入管入国警備官は、原告の上半身を保持して落ち着かせた。	Z8(p10-写真34~38) Z18(p5) Z20~21(各p4) Z22(p4) Z23 Z63の11(771) Z63の20(781-9)	第一文は認める。第二文は否認する。第三文は、入国警備官らが原告の両腕を掴んで立たせようとしたことは認め、その余は否認する。	入国警備官らは、原告が、後ろ手錠のまま仰向けになって座っているところに入室してきて、入国警備官ら6名は、入室するやいなや、横たっている原告の身体を起こした。原告は、驚いて立ち上がり、歩き回った。バランスを崩した原告の左肩が扉に当たった。	Z63の11 [771]
H29.12.21 午前3:45頃	大阪入管入国警備官は、保護室から退室した(771/03:45:00)。原告は大声で叫んで扉を蹴った(771/03:45:02~03:46:15)。	Z8(p10) Z20~21(各p4) Z22(p4~5) Z23 Z63の11(771) Z63の20(781-9)	認める。	入国警備官らは、後ろ手錠のまま静かにしていた原告を残し退室した。寝ていたところを入国警備官らに起こされた原告は、扉を蹴って「うるさいな、さっさと寝ててくれよ」などと述べた。	同上

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.21 午前3:47頃	原告は、床に座った(771/03:47:28)。	Z8(p10) Z63の11(771)	認める。	原告は床に座り静かにしていた。	同上
H29.12.21 午前4:36頃	大阪入管入国警備官は、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認するため保護室に入室し、壁にもたれて座っていた原告の両腕を保持して上体を起こし、両手首を確認した(771/04:36:40)。	Z8(p10・写真39~40) Z18(p5) Z20(p4) Z22(p5) Z24 Z63の11(771) Z63の20(781-10)	入国警備官らが、保護室に入室したこと、原告が壁にもたれて座っていたこと、入国警備官らが原告の両腕をつかんで上体を起こしたことは認め、その余は不知。	原告は壁にもたれかかって眠っていた。そうしたところ、入国警備官らが入室した。入国警備官らは、目を覚ました原告の両腕を抱え原告の上体を起こした。	同上
H29.12.21 午前4:37頃	原告が立ち上がり、保護室から出ようとした(771/04:37:05)。そのため、大阪入管入国警備官は、原告の両腕を保持し、説得して落ち着かせた。原告は、大阪入管入国警備官を振りほどいた(771/04:37:55)。	Z8(p10~11:写真41~43) Z20(p4) Z22(p5) Z24 Z63の11(771) Z63の20(781-10)	第一文は否認する。第二文について、入国警備官が原告の両腕を押さえたことは認め、その余は否認する。第三文は否認する。「振りほどいた」ことはない。	原告はこのとき保護室から出ようとしていない。眠っていたところを起こされた原告は、入国警備官らに「わたし、寝てる」と起こされたことに抗議した。入国警備官らは、原告が落ち着いていたので自ら原告の両腕から手を離した。	同上
H29.12.21 午前4:38頃	大阪入管入国警備官が保護室から退室した(771/04:38:20)。	Z8(p11) Z20(p4) Z22(p5) Z24 Z63の11(771) Z63の20(781-10)	認める。	後ろ手錠で静かにしていた原告を我し、入国警備官らは退室した。	同上
H29.12.21 午前4:40頃	原告は、保護室内の扉前で排尿した(771/04:40:09)。	Z8(p11) Z63の11(771)	映像からは確認できないため、不知。		同上
H29.12.21 午前5:14頃	原告が水を飲みたい旨述べた(771/05:12:50)。そのため、大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に紙コップ2杯分の水を飲ませるとともに、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(771/05:15:38)。	Z5(p9) Z18(p5) Z63の11(771) Z63の20(781-12)	認める。	入国警備官らは、後ろ手錠のまま静かに立っている原告に対して、後ろ手錠を外すことなく、入国警備官が紙コップを原告の口に近づけ、原告に水を飲ませた。	同上
H29.12.21 午前6:12頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(772/06:11:03)。	Z5(p9) Z18(p5) Z63の12(772) Z63の20(781-13)	認める。	原告は、午前5時23分頃から眠っていた。そうしたところ、入国警備官1名が入室し、寝ていた原告を起こして手錠を確認し、静かにしていた原告の後ろ手錠を外すことなく、退室した。	Z63の12 【772】
H29.12.21 午前7:05頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(772/07:06:10)。	Z5(p9) Z18(p5) Z63の12(772) Z63の20(781-14, 15, 16)	認める。	原告は、後ろ手錠をされたまま眠っていたところ、入国警備官1名が入室し、寝ている原告に声をかけ、原告の手錠を確認した。入国警備官は、静かに眠っていた原告の後ろ手錠を外すことなく、退室した。	同上
H29.12.21 午前8:00頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認し、指示に従うかどうか原告に確認した(773/08:01:13)。原告は、「こんな法律はないよ、イリーガルよ。」旨答えるのみであった(773/08:01:35)。	Z5(p10) Z18(p5) Z63の13(773) Z63の20(781-17)	おおむね認める。	原告が横になって眠っていたところ、複数の入国警備官が保護室に入室し、「おはよう、もう朝やぞ。」と言って原告を起こした。入国警備官は、指示に従わへんのか、なか、なか、？と服従を求め、原告は「こんなことは法律ないよ。法律ない、わかる？イリーガル。どこの国でもイリーガル。」と抗議した。入国警備官は、それに回答することなく、「従わないのか？」と2度繰り返し、手錠を確認したのみで立ち去った。原告は手錠の確認には素直に応じた。	Z63-13 【773】 Z63-20 【781-20】

年月日	被告の主張	証拠	認否	原告の主張	証拠
H29.12.21 午前8:20頃	原告は、大阪入管入国警備官による朝食の搬入を拒否した(773/08:20:05)。 【追加の記載】 最終行の後に「原告は、保護室内の扉前で、排除した(773/08:21:15)。」を追加する。	Z5(p12) Z63の13(773)	否認する。 保護室の扉前で排除したことについては、映像から判断しないため、不知。もつとも、上記事実について、積極的に争うものではない。	朝食に際し、原告は、後ろ手で手錠をされていることから、「無理。見て。」と言い、手錠を見せたところ、朝食は搬入されなかった。	Z63-13 [773]
H29.12.21 午前8:46頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(773/08:44:15)。	Z5(p10) Z18(p5) Z63の13(773) Z63の20(781-18)	認める。	原告が着座して静かに過ごしていたところ、多数の入国警備官が保護室に入室し、手錠を確認した。原告は手錠の確認に素直に応じた。その際、入国警備官は、「大丈夫か?」と質問し、原告は「ダメだよ」と答えたが、入国警備官はそのまま立ち去った。なお、入室の時刻は午前8:44ころである。	同上
H29.12.21 午前9:33頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(774/09:33:30)。	Z8(「A」の緊急隔離における時系列)p4 Z25(p10) Z63の14(774) Z63の20(781-19)	認める。	原告が保護室内で静かに着座していたところ、多数の入国警備官が保護室に入室し、手錠を確認した。原告は確認に素直に応じた。	Z63の14 [774]
H29.12.21 午前9:57頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(774/09:57:30)。 【追加の記載】 最終行の後に「大阪入管入国警備官は、原告が保護室の壁に手錠を擦り付け保護室の壁を傷つけていたため、がむる行為をやめるように伝えたが、「かゆい」旨述べるにとどまり、その後は、無言のまま保護室内を行ったり来たりしていた(774/09:58:15)。」を追加する。	Z8(「A」の緊急隔離における時系列)p4 Z25(p10) Z63の14(774) Z63の20(781-20)	認める。	原告が保護室内で壁にもたれかかったり、歩行したりして静かに過ごしていたところ、多数の入国警備官が保護室に入室し、手錠を確認した。原告は確認に素直に応じた。	同上
H29.12.21 午前10:50頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し、原告に対する第一種手錠の使用状況を確認した(774/10:50:20)。	Z8(「A」の緊急隔離における時系列)p5 Z25(p10) Z63の14(774) Z63の20(781-21)	認める。	原告が保護室内で横になって休んでいたところ、多数の入国警備官が保護室に入室し、手錠を確認した。原告は確認に素直に応じた。	同上
H29.12.21 午前11:49頃	大阪入管入国警備官は、保護室に入室し(775/11:48:42)、原告に落ち着くよう説得した上で、両手後に施した第一種手錠を解除し(775/11:49:02)、原告を単独2号室へ移室した。	Z8(p11) Z25(p10) Z63の15(775) Z63の20(781-22)	入国警備官が保護室に入室し、原告の両手後に施した第一種手錠を解除し、原告を単独2号室へ移室したことは認める。	原告が保護室内の壁際でたたずんで静かに過ごしていたところ、多数の入国警備官が保護室に入室し、「もう懸れるなよ」と発言しながら手錠を解除した。	Z63-15 [775] Z63-20 [781-22]